

令和 6 年度神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会 議事録

【大島生活衛生課長】

改めまして皆様、おはようございます。本日は新年早々大変お忙しいところ、また朝早くからお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、この神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会の事務局を担当しております、神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長の大島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

大変恐縮ですが、以降の進行につきましては、着座にて失礼させていただきたいと思います。

まず、本年度就任いただきました委員の方が 5 名いらっしゃいますので、僭越ではございますが、私から御紹介させていただきます

まず、神奈川県議会議員の嶋村 ただし委員でございます。

同じく、神奈川県議会議員の大村 悠委員でございます。

同じく、神奈川県議会議員の木佐木 忠晶委員でございます。

続きまして、神奈川県地域婦人団体連絡協議会副会長の中牟田 好江委員でございます。

最後に、川崎市健康福祉局保健所副所長の小泉 祐子委員でございます。

皆様どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本協議会の趣旨につきまして、簡単に御説明させていただきます。

公衆浴場の入浴料金は、昭和 21 年に施行された物価統制令に基づき、知事がその上限を決めることとされていますが、その決定に当たっては適正を期するため、学識経験者、利用者代表、営業者代表の方々と構成する協議会等を設置して、あらかじめ、十分に意見を聞くこととされています。

本協議会は、このような趣旨により委員の皆様のご意見をお聞きする場として、開催をさせていただくものでございます。

本日取りまとめられた意見を受けまして、後日、知事が料金を改訂する決定をした場合には、最高統制額を指定し、告示を行うこととなっております。

次に、協議会の開催にあたり、本日の出欠状況を御報告いたします。

本日は、神奈川県議員の杉山 信雄委員につきましては、ご都合により欠席の御連絡をいただいておりますが、委員 16 名中 15 名の御出席をいただいております、過半数を超えておりますので、設置要綱第 6 条の規定に基づき、本協議会は有効に成立しております。

なお、昨年度、委員の互選により、当協議会の会長は張委員が、副会長は田中委員が選出されております。

では、ここからの進行につきましては、張会長にお願いいたします。

【張会長】

ありがとうございます。会長を務めさせていただきます、張です。委員の皆様におかれま

しては、公私ともにお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

はじめに、本日は傍聴人がいらっしゃるようですので、会議の公開についてお諮りいたします。当協議会は、従来どおり会議を公開としてよろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし

【張会長】

ありがとうございます。それでは傍聴人を入室させてください。お願いします。

傍聴される方に申し上げます。会議の円滑な運営を図るため必要に応じて、指示をする場合がありますので、御協力をお願いいたします。

次に本日の協議会の会議録の公開方法につきましてお諮りしたいので、事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局（環境衛生 GL）】

神奈川県生活衛生課の石岡と申します。

それでは御説明させていただきます。本件の基本的な考え方として、会議録は発言者や発言内容を省略せずに公開することとなっておりますので、本日の会議録については、発言者名及び発言内容を省略せずに、県のホームページで公開したいと考えております。

なお、発言内容につきましては、ホームページに掲載するにあたり、内容は変更せず、文末等の表現等について、一部修正を行うことがありますので、御了承ください。

【張会長】

ただいま事務局より説明がありましたが、本日の会議について発言者や発言内容を省略せずに、会議録を県のホームページにて公開することとしてよろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし

【張会長】

ありがとうございます。それでは、そのように御対応願います。

これより、令和6年度神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会を開会いたします。限られた時間ですので、議事進行に御協力をお願いします。

それでは、議題（１）の神奈川県公衆浴場入浴料金の統制額について御協議いただきたいと思えます。

まず、神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合から本協議会の開催要望書が提出されてお

りますので、事務局からそのポイントを説明してください。

【事務局】

はい。神奈川県生活衛生課の川原と申します。ただ今、張会長からお話がありました開催要望書の要点について御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

皆様にお配りしております協議会資料の1ページを御覧ください。

この要望書では、「依然として上がり続ける光熱費、物価、人件費の高騰により経営は非常に厳しいものになっていることから、料金改定はやむなしとの意見が大勢を占めている」とのことでございます。

つきましては、今年度の公衆浴場入浴料金等協議会の開催を要望するにあたり、入浴料金の検討と併せて、公衆浴場を取り巻く経営環境をはじめとする諸問題についても御討議いただきたいとの趣旨でございます。以上です。

【張会長】

これに関しまして、神奈川県公衆浴場組合の方から、補足で説明しておくことがありましたらお願いします。

【安田委員】

はい。神奈川県公衆浴場生活衛生同業組合の安田でございます。着座にて失礼いたします。

はじめに昨年の解散総選挙の慌ただしい中、本日の日程を決めていただき、誠にありがとうございました。昨年の2月1日に大人料金を530円に改定していただきましたが、物価の上昇は留まるところを知らない。燃料費・光熱費は高止まりをしております。

このような状況から今年度も、入浴料金の改定はやむをえないということで、我々組合では決定しております。

大人料金に関しましては、すんなりと550円と希望ができましたが、中人料金に関しましても、大人料金との差がちょっとつきすぎているということで、なんとか220円にならないか、というような声がたくさん出ました。

今日御協議いただきたいのは、そういうことで、中人料金に関してなのですが、その内容については、後々御説明したいと思います。以上です。

【張会長】

続きまして、事務局から資料に基づき、統制額に関する説明をお願いします。

【事務局】

事務局から説明させていただきます。着座で失礼いたします。

お手元の資料の3ページを御覧ください。

令和 5 年公衆浴場経営実態調査及び入浴料金原価計算書について御説明させていただきます。

「(1) の令和 5 年公衆浴場経営実態調査の概要」でございますが、昭和 38 年の厚生省環境衛生局長通知に基づき、公衆浴場の経営の実態を把握し、入浴料金改定の基礎資料とするために毎年実施しているものです。

今年も 4 月に中小企業診断士に委託をし、県下 23 の公衆浴場について実態調査を行いました。その調査結果に基づき、「(2) の入浴料金原価計算書」の「令和 5 年実績」欄に 1 施設におけるひと月あたりの平均額を記載しております。

「令和 5 年実績」の最下欄に過不足額を記載しておりますが、これは、厚生労働省から示されている、公共料金の算出方法であります「総括原価方式」によって算出しており、収入合計が 1,637,304 円、支出合計が 1,809,360 円でしたので、月額平均 172,056 円の不足となっております。

続きまして、右隣の「令和 6 年推計」は、令和 5 年の実績を基礎に、いくつかの変動要素を加味して推計したものです。

まず、令和 6 年の収入の推計から御説明します。

1 の入浴料金収入は令和 5 年と同額としました。

2 の付帯事業収入は、牛乳などの飲物やシャンプーなどの関連物品の販売収入で、3 の営業外収入は、家賃や駐車場収入、コインランドリー、マッサージ器使用料などです。

付帯事業収入、営業外収入のいずれも、令和 6 年の推計額は令和 5 年の実績額と同額としました。

4 の補助金につきましては、県・市を併せた本年度補助金予算額を前年度予算額と比較して得た割合である 100.6%を適用し、令和 6 年の推計額としました。

以上のことから、令和 6 年の収入合計額を月額平均 1,638,277 円と推計しました。

次に令和 6 年の経費の推計について御説明します。

5 の人件費の推計ですが、令和 6 年度政府経済見通しの主要経済指標から「雇用者報酬」の増減率である 2.7%増を適用し、令和 6 年の推計額としました。

次に 7 の燃料費ですが、指標として、原油及び天然ガスの値動きを参考としております。

次の 5 ページを御覧ください。

この表は、財務省貿易統計の原油・粗油及び石油製品の CIF 値の推移になります。

原油価格について、左から 4 列目の円に換算した原油円価を御覧ください。令和 5 年 6 月の原油円価 72,086 円/kl と比較すると、令和 6 年 6 月では 86,628 円/kl になり、令和 5 年 6 月を 100 とすると令和 6 年 6 月は 20.2%の増となっています。

天然ガスについては、令和 5 年 6 月は 86,740 円/トンですが、令和 6 年 6 月では 93,023 /トンになり、令和 5 年 6 月を 100 とすると令和 6 年 6 月は 7.2%の増となっています。

5 ページの下表にありますように、実態調査の結果、1 ヶ月の燃料費に占める天然ガス費用の割合は、77.1%となっています。

令和6年の燃料費の推定係数を求めるに当たっては、先ほど御説明した原油と天然ガスのそれぞれの価格指数と、燃料費に占める天然ガス費用の割合を用い、その結果、令和6年の推定燃料費は、昨年の価格の110.2%と算出しました。

3ページにお戻りください。

8の光熱費、9の備品消耗品費、14の修繕費、21の雑費につきましては、令和6年政府経済見通しの「消費者物価指数・変化率」の予測値2.5%を適用し、令和6年の推計額としました。

10の旅費交通費、11の会費及び交際費、12の保険料、13の賃借料、15の厚生費から20の特別損失まで、それと資本報酬につきましては令和5年の実績額と同額を計上しております。

なお、資本報酬とは、国の通知により、自己資本の10%（個人経営にあつては、10万円）を一律に計上することとされております。

これら推計に基づき、令和6年月額平均の収入合計から支出合計を差し引いたところ216,296円の赤字となる計算になります。

7ページをめぐっていただき、「参考（2）公衆浴場におけるガス及び電気代支払額の実態」は、燃料にガスを使っている組合員の中から調査に御協力をいただける3軒の公衆浴場の毎年の料金支払額の推移を調べた結果となります。1軒が廃業となり、今年度から2軒で算出しております。

続きまして、9ページを御覧ください。こちらは、公衆浴場入浴料金算出方法でございます。

（1）（1）令和6年の推計過不足額は216,296円でございます。

（2）は、（1）の推計不足額を解消するための、1営業日あたりの入浴料金の必要額を算出したものとなります。ひと月あたりの営業日数は、施設により様々ですので、週1日休業すると仮定し、月26日営業で算定したところ、1営業日あたり8,319円の収入額の増加が必要であることとなります。

（3）は、実態調査に基づく、1施設における1営業日の入浴者数でございます。

より実態に即したものにするため、経営実態調査に基づいたひと月当たりの入浴料金収入である1,047,501円と、令和6年4月6日から12日までの実際の入浴者数から想定したひと月当たりの入浴料金収入との比率から、1日あたりの入浴者数を大人が75.3人、中人が1.4人、小人1.0人と推計しました。

次に11ページを御覧ください。入浴料金改定額の試算表です。

今回は、神奈川県公衆浴場組合から、「経営が厳しさを増す現状を打開するため、平成26年から据え置いていた中人料金も値上げし、経営改善の一助としたい」との要望がありましたので、大人料金に加え、中人料金の値上げも合わせた試算をしています。

試算表について簡単に御説明いたします。左側から「現行料金」、「改定案①」、「改定案②」、「改定案③」、参考として「収支均衡させるための改定」を記載し、それぞれの1営業日ご

との入浴料金収入の合計額、料金改定による収支改善額、1日当たりの収入過不足額、及び値上率、またその際に予想される効果と問題点をそれぞれに記載しております。

なお、入浴者数は、先ほど御説明しました推計の入浴者数を採用しております。

改定案①から③の順に、大人料金・中人料金とも10円ずつ値上して試算しています。小人料金については据え置きとしています

改定案①は、10円の値上げをした場合で、大人料金は540円・値上げ率は1.89%、中人料金は210円・値上げ率は5%となります。

改定案②は、20円の値上げをした場合で、大人料金が550円・値上げ率は3.77%、中人料金は220円・値上げ率は10%となります。

改定案③は、30円の値上げとした場合、大人料金が560円・値上げ率は5.66%、中人料金は230円・値上げ率は15%となります。

改定案①～③とも、負担増から利用者数の減少が予想されますが、公衆浴場の経営悪化を改善できます。

最後は収支均衡させるための改定で、大人料金は110円の引き上げで640円、中人料金は30円の引き上げで230円となります。この場合、1日あたり8,325円の収入増加となり、不足額をまかなう事が可能となりますが、大人料金の値上げ率は20.75%・中人料金の値上げ率は15%となります。

次に、13ページを御覧ください。

こちらは、令和6年4月6日から12日までの1週間、公衆浴場の御協力をいただき、入浴者数の詳細な調査を実施したものです。

15ページを御覧ください。その内訳をわかりやすくグラフに示しました。この結果によりますと、男女別では、男性客が64.1%、女性客が35.9%。国籍別では、日本人が99.5%、また、固定・新規別では、固定客が73.7%、一見客が26.3%となっております。

17ページを御覧ください。

こちらは、県内の物価統制令の適用を受ける一般公衆浴場の施設数を市区町村別に一覧にしたものとなります。

最下欄の計を御覧いただきますと、令和6年4月1日現在の施設数は112軒で、昨年同期と比べると8軒が廃業しております。

19ページを御覧ください。

本県における公衆浴場入浴料金改定の状況と入浴者数の推移を一覧にしたものとなります。現在の入浴料金は、令和6年2月に、大人にあっては530円に改定し、また、中人にあっては200円、小人にあっては100円で、平成26年9月に改定されたものです。

なお、国では、5年ごとに「住宅土地統計調査」を実施しており、その中で自家風呂の有無が調査されてきましたが、平成25年の調査から、自家風呂の有無が調査項目から外され、現在に至っております。そのため、お風呂のない世帯についての最新のデータは平成20年調査結果の1.0%となっており、現在では、1.0%を大きく下回っている可能性が高いと考え

られます。

21 ページを御覧ください。

県内の公衆浴場の廃業状況でございます。

廃業理由について、1 施設で複数の理由を挙げている場合があるため、このページにおいては、延べ軒数を表示しております。

上段の表は、令和元年度から令和 5 年度の過去 5 年間の理由別・廃業状況でございます。下段の表は、令和 5 年度の理由別、市別の廃業状況でございます。内容は資料に記載のとおりでございます。

23 ページを御覧ください。

全国の公衆浴場入浴料金の一覧表でございます。調査時点で本県の大人料金は東京都について、全国で 2 番目に高い額となっております。

なお、令和 5 年度の協議会からの約 1 年間（令和 5 年度 11 月～ 令和 6 年度 10 月）で値上げをしたのは、神奈川県を含め全部で 11 都道府県となります。

25 ページから 27 ページは、県・市の公衆浴場対策事業の内容を記載しております。

内容は、資料に記載のとおりでございます。

私からの説明は以上となります。

【張会長】

ありがとうございます。ただいま事務局から、入浴料金原価計算書及び入浴料金改定案資料の説明がありましたが、入浴料金の改定について協議して参りたいと思います。それでは、営業者代表、利用者代表、学識経験者の委員の方から順次に、御意見をいただきたいと思います。

まず営業者代表委員で、ご意見のある方は、御発言をお願いします。

【安田委員】

まず大人料金ですが、現状 530 円を 20 円値上げの 550 円として、足りない分は自助努力にしたいと思います。

それと先ほど申しました中人料金の 20 円の値上げということ、先ほどおっしゃっていただきました平成 26 年から 10 年間少子化対策を含めて、値上げを据置しておりましたが、ここきて、もし 550 円の希望が通るのであれば、200 円から 2.75 倍の 550 円になってしまいます。小学生から中学生になった時点でそれだけの値上げが生じてしまうわけですね。その弊害をなくすためにも、ここで一度 220 円に値上げをさせていただきたい。そういう願いでございます。以上です。

【張会長】

次に、利用者代表で御意見ある方、御発言をお願いいたします。

【白井委員】

神奈川県は2番目に、こういうことということのようですが、東京都でも当然値上げを検討されていると思いますけれど、情報としてはどのような感じでしょうか。

【安田委員】

一応ですね今東京都も 550 円で営業されているわけですが、その後の情報はまだ入ってきてないです。

【白井委員】

多分、550 円になったのは最近ですか？

【事務局】

今年度の令和6年の8月に改定されたばかりですね。

【張会長】

去年の8月ということですね。

【白井委員】

改定前の値段というのは御存じでしょうか。

【事務局】

520 円です。

詳しくは23ページに記載しておりまして、都道府県の右側に、大人、中人、小人と改定後、改定前の料金、あと直近の改定日等が記載されております。

【白井委員】

ということは、東京都とほぼ同じになるということになる。

【安田委員】

はい。大人料金に関しましては東京都と同じになります。

【白井委員】

東京都は上がらないのですか。20 円の差額がございますが。

【安田委員】

はい。情報はまだきていないです。

ただひとつ言いたいのは、神奈川県と東京都の補助金の差が非常にあるということです。これを念頭に置いておいてほしいということです。

【張会長】

他になにかございますか。

【清水委員】

この「県への要望」の中に、7番目ですね。公衆浴場確保対策事業費補助の復活と書いてあるのですが、これはいつの話でしょうか。

【張会長】

多分こちらの要望書の7番。はい。

【事務局】

平成26年度に廃止になっております。

【清水委員】

これも復活を要望しますっていう風におっしゃられているのですが、復活の可能性ってあるのでしょうか。

【大島生活衛生課長】

今のところで、なかなかお答えを明確にするのは難しいです。そういった御要望は例年いただいておりますので、こちらとしてもそれについてはもちろん検討はしているのですが、色々ある中で優先順位をつけながら、今ある補助金をまずはしっかり確保していくというのを優先にしながら、それ以外に御要望いただいているところについて検討して今どういったことができるのかというのを毎年度、検討しながら対応させていただいているところでございます。

【清水委員】

同じこの要望の中の1番目ですね。今年の4、5、6月で打ち切りになってしまうという燃料高騰対策補助金、これを復活させていただきたいとの要望が出ていますが、この補助金を切ってしまうというのは。

燃料費はそのまま推移して今年度の推計によると、もうちょっと高くなるという風に書かれていますけど。これが今年の6月で終わってしまうと、かなりの打撃じゃないかという風に思うのですが。

【大島生活衛生課長】

こちらにつきましても、国の物価高騰対策等を見ながら、国の動向を踏まえて対応をこれまでも検討してきているところでございますので、またその国の動向、今もまた地方交付金の話等も出ていますので、そういった状況を見ながら、もちろんこういった補助が公衆浴場営業者の方々にとって非常に切迫した問題であることは県としても把握しておりますので、できるだけ確保できるようには今後とも努めていきたいと思っております。

【清水委員】

ありがとうございます。

【張会長】

ありがとうございます。

それでは、学識経験者の委員のみなさま、御意見のあるかたは御発言をお願いします。

【嶋村委員】

嶋村でございます。今回協議会に久しぶりに参加をさせていただきまして、以前にも協議会で参加をさせていただいて、何度か料金値上げにも立ち会わせていただいた経緯があるのですけれども。

資料にもあるように、以前は、自家風呂が増えてきたということで、利用者が減ってきたということで、公衆浴場の利用率が下がって、かなり経営を厳しくしたという時期があったかということですが、そこでの議論ですと、経営者側の営業者の皆様はかなり努力をされて、経費節減であるとか、そういった努力をされて最低限に抑えていこうというようなお話があって、なかなか料金も上げずにがんばっていただいた時期があるという風に記憶しております。その後の経過については、自家風呂がやはり増えているという状況で、なかなか利用者についての努力はされているかとは思いますが、今回御要望にある内容の1番は、やはり物価の上昇と燃料費・光熱費の高騰、ここ数年に渡って、高止まりというか、かなり厳しい状況に陥っているのは、これはもう公衆浴場さんだけではなく、各業界、すべての業界に対して燃料費とか光熱費とかについては大きな影響を及ぼしているものと思われます。

日本の経済状況の中であっても、この企業を支える一番の経費の部分については、どうにもならない状況で上がっていく中で、これは経費をやすらぐためには、販売料金であるとか利用料金を上げざるを得ない、という状況になっているのが現状かと思えます。なおかつ人件費についても、上げていこうということで世論の方では、経済界でも積極的に上げていこうというようなことをやっている中で、やはり浴場組合の方の料金は20円という非常に私からすれば少ない料金値上げでがんばろうという意気込みかな、という風に思っておりますけれども、今の状況下でみると、以前の利用者の減少というだけではなく、物価高騰に対し

てのやむをえない料金値上げで、なおかつ努力していこうという意思の表れかなという風に感じておりますので、今回御提案されています、御要望されています、入浴料金については、認めていく方向で私は考えていいのではと思っています。

【張会長】

ありがとうございます。

【市川委員】

川崎が私の地元なのですけれども、市川と申します。

これを拝見しますと、やっぱりこの今、物価高、特に燃料代の高騰というのも、今日も朝、ニュースでガソリンの話がニュースで出てまして、補助金がなくなってしまうのでまた 200 円にレギュラーで入ってってしまうという、ちょっとゾッとするようなニュースが流れてましたけれども、ここにも大きな影響が出そうだな、という反面ですね、今、先ほど嶋村委員からおっしゃっていた、燃料費高騰対策っていうのは、今政府も色々なところでフェーズで色々出してきた、たぶん私も今県議会の委員会は産業労働なので、例えば運送業者の方の燃料費とか、あるいは福祉系だと、介護施設の燃料費補助とかあるんですけど。私は実は川崎で、地元で安田理事長の実家が近いので、実は、川崎の南部というのは、本当に銭湯ご利用の方が多いですね。内風呂がないお宅に住んでいらっしゃる方も非常に多いです。そういった意味で特に高齢者の方も非常に多くてですね、ある意味本当に生活困窮対策とか、高齢者のこれからは社会的な見守りみたいなものも、もしかしたらその銭湯というこのものに付加していく可能性もあるのではないかなと思ってね、こんな話させていただいたんですけど、そういった意味では非常にやっぱりこれ銭湯がなくなっていくということに歯止めをかけなければいけないのではないかな、と個人的には思うのですが。

国の補助金とかのいくつかの免除があると思うんですけど、こうしたものを活用して、こういったものにできる余地はないのか事務局に、今後の話なんですけどね、国からいろんな補助金が多分この燃料費高騰対策で出てくると思うんですけど。そういった可能性があるのでしょうか。それをお伺いしたいんですけど。

【大島生活衛生課長】

はい、先ほど申し上げましたとおり、燃料費補助につきましては、国の動きを見ながらこれまでも県は対応してきましたので、また今国の方でそういった新しい動きが出てきている中では、県の方もまたそれに沿うような形では検討は進めていきたいと思っています。

【市川委員】

ぜひね、やっぱり国の補助金ってメニューがいくつもあって、こっちが提案すればいくつかが引っ張ってこれる。言い方悪いですけど、取れるものもあるのではないかな、と思ったの

で今ちょっとお話をさせていただいたのですが、やっぱりこういったところで、550 円というのは私も先ほど嶋村委員も言っていたように、この状況を見ていたらこれはもうやむなしだな、と。ただやっぱりさっき申し上げたように、その生活困窮の方とかも非常に多く銭湯を利用されているということを考えると、やっぱりそういったものに関しての一定の、やっぱり、きちっと、県としてもやるべきだと思いますよ。今日、私川崎市なので前回も言ったのですが、改善されていない。川崎市は税金の減免措置がないのだとさっきも見ながら、思いました。今日川崎市から来られているので。だから県のみならず、市町村さんとも連携してですね、今回の料金改定の話と並行してですね、そうした対策を講じていかないと、この燃料高騰の傾向というのは、たぶんなかなか留まっていけないと思いますので、そこを強く意見として申し上げさせていただきます。この改定に関しましては、もうこれはやむなしかな、という思いであります。営業努力もされてますので、本当に今後も、私たちも応援してあげるといふ姿勢を持っていかなければいけないということも併せて、こうして申し上げます。

【張会長】

ありがとうございます。

【木佐木委員】

県議の木佐木です。よろしくお願いします。

私も今御説明伺って、物価の上昇に伴って、人件費についても燃料費にしても上がっている中で、それに基づいた価格の改定というのは必要だしありうるという風に思っています。ただ一方で入浴料金が価格の統制を受けている主旨ということもすごく大切にしなければいけないのではないかという風に思っております。

憲法で保障されている、「健康で文化的な最低限度の生活水準」の中に、こういったお風呂のないお宅に住んでいる方も、適切な頻度で入浴することができるというような環境・状況を補償するということも、この価格統制の主旨の 1 つにあるのではないかなという風に考えているところでもあります。そうすると、1 月どれくらいの料金であれば、何回ぐらい入浴銭湯に行けるのかというような観点で価格を考えていく必要があるのではないかなという風に思っています。例えばその、今回の審議会にあたって色々調べている中で、高齢者の浴槽入浴頻度と、抑うつ傾向発症の関連という研究にぶちあたりまして、これは浴槽で入浴する頻度が高い高齢者は、神経のうつ発症が少ない、というようなうつ病発症の予防につながる可能性があるのではないか、という主旨のそういった研究だったのですけれども、つまり入浴をしっかりと保証していくというのも、公衆衛生・健康の観点からもすごく大事で、お風呂にない住居に住まわれている方がちゃんと銭湯に通えるようにしていくという行政側からの支援が潤っていることが実は大事なのではないかなという風にも思っていますし、これは黒岩知事の未病政策とも非常に関係するとすれば、神奈川県としてちゃんと銭湯に

お風呂のない方も行けるような支援をしていくこと、補助していくことが必要なのではないかなと。

今大体 520 円、30 円、仮に 2 日に 1 回、月 15 回ほど通うようにしていこうと思えば、ひと月 8,000 円ぐらい入浴料金がかかるようになると思うのですが、こういったところも保証していくために、1つのアプローチとしては、生活保護で生活されている方の保護費や、あるいは年金で生活されている方の年金の支給額を増やしていくということで通いやすくしていくというのもあるのでしょうか、一方で、値段を下げる、あるいは据え置くことで入浴の機会を頻回にしていく、というようなことを誘導していくことも必要だとは思いますが、今の状況の中でやっぱり入浴料金を下げていくというのが非常に難しいし現実的でないというのであれば、行政の側が、先ほどお話しされていたように、東京に比べて補助金が少ないということがあれば、県として浴場の経営に対して支援の補助金を増やしていくことが必要なのだと思うのです。御紹介いただいた資料を見ると、神奈川県は施設整備に対する補助はどうもしているのでしょうか。ただ他の市町を見ると、運営費に対する補助をしているところもいくつかありますよね。で、何かこう内装や外装や給湯設備の更新の時にに対する補助だけではなくて、日常的な運営を応援するような補助金というの、県として創設するなり、しっかりやりながら、価格を改定しなくてもちゃんと経営ができる。今回の改定額を見ても、これで全然十分だというお話ではないですよ。100 円以上本当は値上げしないと全然プラスマイナスの収支をとれないような状況の中で、これをいつどこで誰がどう乗り越えていくか、といったときに、行政がこれまで通りの消極的な視点ではなくて、一歩乗り込んでくれた、積極的な運営の支援、でまた継続的な燃料に対する支援を含めてですが、そういったことが必要ではないかなという風に思いますので。

神奈川県が運営費に対する補助金をやる余地がないのか、今なぜやってないのか、その辺をもしお答えできれば伺いたいのですが。

【大島生活衛生課長】

これまでなぜそういった運営補助をやっていなかったのか、というのは今この場では私も承知していないところではあるのですが、県と市とのそれぞれの役割というところで、県としてはまずはその施設ですとかハードの面の補助をしていく、ということでこれまでできていたのかなという風には考えています。今後その運営等そのようなことに関して検討して、そうした補助がやっていけるのかどうかに関しては、今後の課題という風に受け止めさせていただければと思います。

【木佐木委員】

ぜひ知事に強く言っていただきたいと思います。

【張会長】

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。なさそうですね。

一通り意見を伺いましたので、意見の取りまとめをさせていただければと思います。

委員の皆様の御意見の大勢が、料金の改定となっているようですので、もし異論がなければ、本協議会の意見としては、中人料金・大人料金とも 20 円の料金引き上げとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし

【張会長】

ありがとうございます。

令和 6 年度神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会では、統制金額を「中人料金・大人料金とも 20 円の引上げ」との意見の取りまとめをさせていただきます。

「その他」の議題（２）につきましては、事務局から何かありますでしょうか？

【大島生活衛生課長】

事務局からは特にありません。

【張会長】

ありがとうございます。事務局からは特にないとのことですが、神奈川県公衆浴場組合の方からはどうでしょうか？

【組合】

要望の中で 1 番なのですが、先ほどから話題にはなっていますが、6 月で打ち切りとなる燃料費高騰対策補助金、これに対しまして、昨年 11 月 22 日の通知で、厚生労働省から重点支援地方交付金のさらなる追加が見込まれるということで通知がきておりますので、その推奨メニューとして、利用者は、医療・介護・保育施設・学校施設・公衆浴場とここに明記されておりますので、ぜひ早急をお願いをしたいと思います。

それと 2 番目、コロナ補助金の影響で、設備整備補助金が大変減額されております。これをできましたら、コロナ以前に戻していただきたい、これもお願いでございます。

最後に、10 番の、銭湯でわいせつ行為が増えています、ということで、昨年末、神奈川県警に、こういう抑止ポスターをできないかということで、県の方の方と協力してお願いしたところ、年内で OK が出たということで、このようなポスターを作らせていただき

ました。

本当に色々と御苦勞いただきまして、ありがとうございました。

以上でございます。

【張会長】

ありがとうございます。

たった今、神奈川県公衆浴場組合から要望書について説明がありました。このことについて、みなさまから特に御質問・発言等なければ、議題（２）はこれで終了とさせていただければと思いますが。よろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし

【張会長】

今回も熱心に議論していただきまして、感謝しております。そろそろ時間が参りましたので、これにて、令和６年度神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会を終了とし、事務局に進行をお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

【大島生活衛生課長】

張会長、円滑な議事の進行ありがとうございました。また、皆さまにおかれましても、御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

いただきました御意見に基づき、今後、事務局で手続きを進めさせていただきます。

なお、新しく就任された方もおられますので、改めて申し上げます。神奈川県知事により最終的に改定額が承認された場合、神奈川県公報にて告示を行います。それまでは本協議会の資料の取扱い及び協議された内容については他言なさらないよう十分御注意ください。

それでは、これもちまして本日の神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会は閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。